

石川県税務総合情報システム更新事業
企画提案募集要領

令和 7 年 11 月
石川県総務部税務課

1 企画提案を求める背景と目的

石川県では、県税等の賦課徴収に関する事務（以下「税務事務」という。）を、情報通信技術の活用により実施するため、石川県税務総合情報システム（以下「税務システム」という。）を構築するなどして運用しているところである。

現在稼働している税務システム（以下「現行システム」という。）は、税務事務の更なる IT 化、高度化を図ることを目的として、ソフトウェア、ハードウェア及び関連諸設備とともに新たに調達し、平成 15 年度より県税全税目の課税から収納、決算に至る一連の処理を実施しているところである。

その後、この現行システムの運用維持管理に必要なソフトウェア及びハードウェア（以下「機器等」という。）については、一定期間毎に更新しつつ、賦課徴収を行うためのソフト部分については継続して利用してきた。

しかしながら、現行の機器等のリース期限は、令和 8 年 2 月 28 日（60 カ月）であり、その延長については、令和 10 年 2 月 29 日に期限が到来する。前回の機器更新（令和 3 年 3 月）から 5 年が経過しようとしているほか、ソフトウェアについても、サーバ OS（UNIX）やミドルウェアのサポート期限が迫っている。

また、運用面から見ると、毎年の税制改正や制度改正等の対応など数多くのシステム改修を行ってきた。その結果、システムが複雑化し、メンテナンスが難しい状況となっているほか、そうした対応等を円滑に実施するには、専門的な知識を有することが求められるものの、それに対応する職員の育成及び確保が困難な状況にあるなど、課題が山積している。

このため、上記課題の解決を目指した現行システムの更新（新システムへの移行）を行う必要があることから、石川県税務総合情報システム更新事業企画提案募集要領（以下「募集要領」という。）等により、本募集を実施するものである。

なお、更新にあたっての方針としては、①税務事務の効率化・高度化・省力化・合理化等、②納税者の利便性向上、③適切なハードウェア及びソフトウェアの提案、④マニュアル及び研修、⑤セキュリティの確保、⑥災害が発生した場合のリスク回避、などである。

2 調達の概要

(1) 委託業務名及び数量

石川県税務総合情報システム更新事業業務委託 一式

(2) 委託業務の内容

石川県税務総合情報システム更新事業業務委託（以下「本業務」という。）

詳細は、石川県税務総合情報システム更新事業業務委託仕様書及び同仕様書（別冊 機器等編）（以下「仕様書」という。）による。

(3) 業務場所

仕様書による。

(4) 委託期間

契約締結日から令和 10 年 2 月 29 日まで

(5) 提案上限額

新システムへの移行（初期導入）に関する委託事業費

令和 7 年第 1 回（2 月）石川県議会定例会

令和 7 年度	283, 250 千円
令和 8 ～ 9 年度（債務負担行為）	1, 121, 207 千円
令和 7 ～ 9 年度 総額	1, 404, 457 千円

※提案上限額に関する注意点

- ・ 提案上限額は、本業務の実施に必要で、委託事業として認められる範囲の費用とする。なお、新システムへの移行後の運用保守に関する費用は別途契約となる。
- ・ 提案上限額は、契約時の予定価格となるものではなく、本業務全体の規模を示すものである。費用の積算にあつては、本業務の趣旨に鑑み、費用の圧縮を行うこと。
- ・ 提案上限額を超える提案総額を提示した提案者は失格とする。

- ・ 提案上限額には、消費税及び地方消費税を含む。よって、提案金額は、消費税及び地方消費税の額（見積金額に 100 分の 10 を乗じて得た額となる。1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を見積金額に加算して合計金額を示すこと。
- ・ 受託候補者選定後、企画提案書に提示された費用総額及びその内容を再度精査し、契約金額を決定する。なお、受託候補者とは、石川県税務総合情報システム更新事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により選定された最優秀企画提案者である。

(6) スケジュール

令和 7 年 11 月 25 日（火）から	: 募集公告、募集要領等の配布開始
〃 12 月 12 日（金）まで	: 質問書の提出期限
〃 12 月 12 日（金）まで	: 参加申込書類の提出期限
〃 12 月 17 日（水）まで	: 参加資格確認結果の通知
〃 12 月 26 日（金）まで	: 企画提案書の提出期限
〃 12 月 26 日（金）まで	: 審査委員会の実施日時の通知
令和 8 年 1 月上旬	: 審査委員会の開催
令和 8 年 1 月中旬	: 受託候補者選定結果の通知、契約締結

3 参加資格

企画提案に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）の要件については、下記のとおりである。

- (1) 「特定調達契約に係る企画提案の募集公告」にある「2 企画提案参加資格要件」を全て満たすこと。
- (2) 「特定調達契約に係る企画提案書の募集公告」にある「2 (5) 石川県税務総合情報システム更新事業企画提案募集要領に定める参加資格」については、下記のとおりとする。なお、共同企業体で参加する者にあつては、代表者は以下ア及びイに示す要件を全て、代表者以外の構成員にあつては、以下アに示す要件を満たすこと。

ア 次のいずれにも該当しない者であること。

- ・ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ・ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

イ 令和元年度以降に、自治体が発注する当該業務と同等の業務（県税等賦課徴収システム開発や運用業務）を誠実に履行した実績を有し、本業務を遂行するに足る能力を有する者であること。

4 募集要領等の配布

(1) 配布資料等

配布資料は以下のとおりである。なお、配布資料は本提案に関すること以外には使用しないこと。

・ 募集要領	(本資料)
・ 参加申込書	(様式 1－1)
・ 共同企業体届出書	(様式 1－2)
・ 共同企業体協定書	(様式 1－3)
・ 提案者概要	(様式 2)
・ 業務実績	(様式 3－1 及び様式 3－2)
・ 質問書	(様式 4)
・ 辞退届	(様式 5)
・ 企画提案書	(様式 6－1、様式 6－2、様式 6－3、様式 6－4 様式 6－5 及び別紙評価項目及び評価方法)
・ 見積書（イニシャルコスト）	(様式 7)
・ 見積書（ランニングコスト）	(様式 8)
・ ハードウェア一覧表	(様式 9)

- ・ ソフトウェア一覧表 (様式 10)
- ・ 仕様書

(2) 配布期間

令和 7 年 11 月 25 日 (火) から同年 12 月 12 日 (金) まで

(3) 配布方法

以下の石川県ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/index.html>

5 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

本募集に関して質問のある者は、質問書 (様式 4) を、石川県総務部税務課 (zeimuka@pref.ishikawa.lg.jp) に電子メールにより提出すること。

(2) 受付期間

令和 7 年 11 月 25 日 (火) から同年 12 月 12 日 (金) 午後 5 時まで

(3) 回答方法

質問及び回答の内容を令和 7 年 12 月 16 日 (火) までに、以下の石川県ホームページに随時掲載する。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/index.html>

6 参加申込手続き

(1) 提出方法

参加希望者は、次の様式に必要な書類を添付して、提出期限までに電子メール、郵便又は持参により提出すること。郵便又は持参の場合は、1 部提出すること。また、郵便の場合は、書留郵便とし、提出期限内必着とする。

- ・ 参加申込書 (様式 1-1)

※共同企業体による参加を希望する場合は、上記に加えて、共同企業体届出書 (様式 1-2) 及び共同企業体協定書 (様式 1-3) を提出すること。

- ・ 提案者概要 (様式 2)
- ・ 業務実績 (様式 3-1 及び様式 3-2)

(2) 提出期限

令和 7 年 12 月 12 日 (金) 午後 5 時まで

(3) 提出先

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 (行政庁舎 6 階)

石川県総務部税務課電算グループ

電話番号 076-225-1274

電子メール zeimuka@pref.ishikawa.lg.jp

(4) 参加資格の確認及び通知

参加資格の確認については、参加申込手続き書類の提出期限をもって行うものとし、資格の有無 (参加資格がないと認めた場合はその理由も含む) を令和 7 年 12 月 17 日 (水) までに通知する。

なお、参加資格を認めた場合であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

(5) その他

参加申込書の提出後、企画提案を辞退する場合は、辞退届 (様式 5) を速やかに提出すること。

7 企画提案書の提出

参加希望者は、企画提案書に以下の必要な書類等を添付して提出期限までに提出すること。

(1) 企画提案書

ア 企画提案書の制限事項

(ア) 様式は、横版とし、縦横比 16:9 とすること。

(イ) 表紙は、企画提案書表紙 (様式 6-1) とし、提案者名等を記載するとともに、課

題毎の様式（様式 6－2 から様式 6－5）により、それぞれの様式に定める記載事項に留意して作成すること。

（ウ） 頁数は、表紙を含め 100 頁以内とする。ただし、仕様書別紙 5「機能要件」はページ数に含めない。

イ 提案を求める事項

以下の課題について、様式 6－2、様式 6－3、様式 6－4 及び様式 6－5 により提案すること。

（ア） 提案者について【課題 1】（様式 6－2）

なお、提案者とは、本業務を担当し、共同企業体で参加する場合には、代表構成員として、参加申込書や企画提案書を提出した者をいう。

（イ） システム構成（ハードウェア及びソフトウェア）について【課題 2】（様式 6－3）

（ウ） 新システムへの移行に関する具体的な提案について【課題 3】（様式 6－4）

（エ） 新システムへの移行に関する全体費用について【課題 4】（様式 6－5）

(2) 企画提案書の作成にあたっての留意事項

ア 仕様書等の内容を確実に把握し、実現性、実施方針及び方法等について、具体的に記載すること。

イ 企画提案するシステムについて、確実かつ効果的な運用を実現するための提案者及び構成員の役割及び作業について、具体的に提案すること。

ウ 契約にあたっては、提案した内容を全て含めることを前提とし、確実に実現できる内容のみ記載すること。

エ 提案は簡潔に記述し、必要に応じて文書を補完する必要な写真、イラスト及びグラフ等を使用すること。

オ 枠線等のデザインや色の指定はないが、見やすい資料とすること。

カ 使用する文字は、注記等を除き 10 ポイント以上の大きさとする。

キ 可能な限り平易な文言を用いて作成し、専門用語を用いる場合も用語の説明を加えるなど工夫すること。

ク 企画提案書に記載する日付は作成日とすること。

ケ 各提案者の提案を適正に比較し評価するため、企画提案書の構成は、仕様書や評価項目の構成に沿っていることが望ましい。また、企画提案書の内容については、仕様書や評価項目と、どのように対応しているかが分かるよう配慮すること。

(3) 提出期限

令和 7 年 12 月 26 日（金）午後 1 時

(4) 提出方法

提案者は、次の様式に必要な書類を添付して、提出期限までに電子メール、郵便又は持参により提出すること。郵便又は持参の場合は、10 部提出すること。また、郵便の場合は、書留郵便とし、提出期限内必着とする。

- ・ 企画提案書（様式 6－1、様式 6－2、様式 6－3、様式 6－4
様式 6－5 及び別紙評価項目及び評価方法）
- ・ 見積書（イニシャルコスト）（様式 7）
- ・ 見積書（ランニングコスト）（様式 8）
- ・ ハードウェア一覧表（様式 9）
- ・ ソフトウェア一覧表（様式 10）
- ・ 仕様書別紙 5「機能要件」

また、提出の必要がある場合、下記様式を提出すること。

- ・ 仕様書別冊別紙 7「クラウドサービス提供者におけるサービス確認事項」
- ・ 仕様書別冊別紙 8「クラウドサービス導入・構築時等におけるチェックリスト」

なお、提出先は、6 (3) の提出場所と同じ。

(5) その他

ア 企画提案書等の作成に要する費用は、応募した提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は返却しない。

ウ 提出された企画提案書等は審査に必要な範囲において複製する。

エ 提出された企画提案書等は審査以外を目的として提案者に無断で使用しない。

8 審査委員会の実施

提案者は、審査委員会の場において、企画提案書等の内容について、プレゼンテーションを行うこと。

(1) 実施予定日時

令和8年1月 ※詳細の時間及び会場は別途通知する。

(2) 実施場所

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎

(3) 実施方法

各提案者のプレゼンテーション時間は30分とし、終了後に質疑応答を行う。

(4) その他

ア プレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

イ プレゼンテーションに使用する資料は、提出された企画提案書とし、その他の資料の使用は、原則認めない。

ウ プレゼンテーションには、受託した場合に業務を主として担当する者が出席すること。

エ プレゼンテーションに使用する大型モニターについては、石川県において準備する。その他必要な機材については、提案者が準備すること。

オ 審査委員会は、非公開で行うものとする。

9 企画提案の審査

企画提案の審査については、審査委員会を開催し、企画提案書及びプレゼンテーション等の内容を審査し、最も優れた提案をした者を受託候補者として選定する。

(1) 評価項目及び評価方法

企画提案書別紙評価項目及び評価方法による。

(2) 審査にあたって評価する事項

企画提案の審査にあたっては、下記の観点により、企画提案書及びプレゼンテーション等から評価するものとする。

- ・ 提案者に十分な実施能力があるか。
- ・ 県側の税務事務や現行システムの機能を踏まえた提案になっているか。
- ・ 新システムは十分な機能、性能、信頼性、安全性及び拡張性を有しているか。
- ・ 本番運用に向け、十分な体制を構築して業務を行えるか。
- ・ 税務システムに関する課題について、有効な解決策が提示されているか。
- ・ 新システムへの移行後、十分な対応や運用が行えるか。
- ・ 費用面で優れているか。

10 受託候補者の選定結果に関する事項

受託候補者の選定結果については、次のとおり行う。

(1) 選定結果の通知

選定結果は、提案者に対し、書面により通知する。

(2) 通知予定時期

令和8年1月中旬

(3) 選定者に対する理由の説明

非選定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（石川県の休日を定める条例第1条に規定する県の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができる。

なお、その回答は、その理由について説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

11 契約手続きに関する事項

契約にあたっては、選定された受託候補者と契約交渉を行うものとし、提案された内容のみに限定せず協議したうえで、契約書に仕様及び金額等の内容を定め、契約を締結するものとする。

- (1) 契約予定時期
令和8年1月

12 その他

- (1) 本業務について疑義がある場合は、募集要領に定める質問書（様式4）により質問すること。
受託候補者の選定後における仕様書の解釈は、石川県によるものとする。
- (2) 参加申込書や企画提案書等の提出された書類が以下の条件の一に該当する場合は無効とすることがある。
 - ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
 - イ 作成様式（書式）及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - カ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) 選定された受託候補者が参加資格を満たしていない場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。
- (4) 提出された全ての書類は、石川県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となるが、提案者に無断で公開しないものとする。
- (5) 参加申込書や企画提案書等の提出された書類の受理後の差し替え及び訂正は、原則として認めない。
- (6) 募集要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、個人情報の保護に関する法律、その関係法令及び石川県財務規則並びにその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

13 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地（行政庁舎6階）
石川県総務部税務課電算グループ
電話番号 076-225-1274
電子メール zeimuka@pref.ishikawa.lg.jp